

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、競争入札参加資格審査申請書提出要領を次のように定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公告する。

令和7年11月4日

伊万里市長 深浦 弘信

令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領

（建設工事 追加受付）

令和7・8年度において、伊万里市（上下水道部などを含む）が発注する建設工事について、入札（見積り）に参加を希望される方は、競争入札参加資格審査申請により有資格者名簿に登載されることが必要です。申請の手続きについては、下記のとおりです。

なお、提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであることが判明した場合は、厳正な措置をとりますのでご留意ください。

また、審査後、有資格者名簿に登載し指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

記

1. 受付期間（土日・祝祭日等閉庁日を除く）

令和7年11月17日（月）～令和7年12月17日（水） * 必着

随時受付は行っておりませんので、必ず上記期間内で手続きを済ませてください。

※すでに名簿登載されている業者が行う希望工種の追加は、追加受付期間にのみ受け付けます。

前期： 6月頃受付、10月 1日登載

後期： 12月頃受付、 4月 1日登載

（日程が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。）

2. 有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（12か月間）

3. 入札参加資格要件

（1）資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者。
- ② 入札に参加しようとする工種に関して、資格審査の申請をした業種について建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査を受けた者。
- ③ 暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない者。
- ④ 申請時において、国税及び地方税の滞納がない者。
- ⑤ 「雇用保険」「健康保険」及び「厚生年金保険」に加入していること。

※法令により適用除外とされる事業者は除きます。

（2）資格の抹消

- ① 上記の資格要件を有しなくなったとき。
- ② すべての営業を廃止したとき。
- ③ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載したとき。
- ④ 金融機関に取引を停止されたとき。

- ⑤ 国税及び地方税を滞納していたとき。
- ⑥ その他市長が抹消すべき事実があると認めるとき。

4. 申請書類

別紙「提出書類一覧」のとおり。

要領・様式については、伊万里市のホームページからダウンロード可能です。

○主な提出書類に関する注意事項

(1) 使用印鑑届兼委任状 ***伊万里市指定様式**

使用印鑑届と委任状の両方を兼ねています。「本店で契約する場合」又は「本店以外の営業所（委任先）で契約する場合」のいずれかを選択して記載してください。

(2) 誓約書 ***伊万里市指定様式**

支店等に委任している場合は、受任者についても記載してください。受任者の印は使用印鑑届兼委任状と同じ印を押印ください。

照会の結果、暴力団との関係が認められた場合には、資格の取消又は指名の停止となる場合があります。

(3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ***写し（コピー）可**

有効期間は審査基準日から1年7ヵ月です。有効期間を経過する前に、翌営業年度終了日を基準日とするものを提出してください。提出されている最新の通知書が基準日から1年7ヵ月を越えている場合、入札へ参加できない場合があります。

(4) とび・土工・コンクリート工事にかかる施工実績調書（県内の業者のみ） ***伊万里市指定様式**

県内に本店・委任先支店等がある業者のうち、入札参加申請業種の中に「とび・土工・コンクリート工事」がある場合提出してください。

(5) 業態調書（資本関係・役員兼任関係） ***伊万里市指定様式**

親会社・子会社・役員の兼任について記載してください。該当がない場合は、「該当の有無」欄の「無」の欄に「レ」を付してください。（この場合、この項目以外は空欄としてください。）子会社及び役員の兼任については、建設工事を営む業者についてのみ記載してください。

この様式は「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格申請書 様式③-1」に準じています。詳細については、国土交通省の申請書作成の手引きをご参照ください。

・親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。本様式に記入する子会社は、建設工事を営む業者に限ります。

・役員の定義

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

(6) 事業所等写真（事務所全景 外部・内部）

伊万里市内に本店を有するもの又は市内の支店等に委任する場合は提出してください。

申請時以前3か月以内撮影のものをご提出ください。

事務所が属する建物の外部全景、事務所内部を撮影したものを添付してください。なお、外部全景写真で社名が確認できない場合は、社名を確認できる写真を別途添付してください。

提出写真等に疑義が生じた場合は、現地確認をすることがあります。

(7) 未納がないことを証明する証明書（納税証明書） ***写し（コピー）可**

証明年月日が申請時以前3か月以内のものをご提出ください。

※営業開始後1年未満の法人で、決算期末到来により納税証明書が発行されない場合は、法人設立（設置）届の写し（市税務課提出分等）を添付してください。

① 国税の納税証明書・・・すべての申請者が提出

次の様式のうち、いずれか1枚（写し可）を提出してください。

様 式	証明の内容	法人	個人
国税通則法施行規則別紙 第9号書式 その3の2	「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」 について未納の税額のないことの証明書	—	○
国税通則法施行規則別紙 第9号書式 その3の3	「法人税」と「消費税及び地方消費税」に ついて未納の税額のないことの証明書	○	—

② 佐賀県税の納税証明書・・・

本店が佐賀県内に所在する申請者
 委任先支店等が佐賀県内に所在する申請者

}

いずれかに該当
 する場合提出

※個人事業主は必要ありません。

佐賀県税全てに未納の税額がない旨の証明書（写し可）を提出して下さい。

納税証明書の種類（証明請求事項）	証明の内容
未納の税額がない旨の証明	佐賀県税全税目に未納がないことの証明書

③ 伊万里市税の納税証明書・・・

本店が伊万里市内に所在する申請者
 委任先支店等が伊万里市内に所在する申請者

}

いずれかに該当
 する場合提出

伊万里市税全てに未納がないことの証明（写し可）を提出してください。

項 目	証明の内容
納税証明書	未納がない証明（全税目）
（未納がないことを証明する証明書）	〔伊万里市競争入札参加資格審査申請用〕

※伊万里市専用様式に証明を受けてください。

※営業開始後1年未満の法人で、決算期末到来により納税証明書が発行されない場合は、法人設立（設置）届の写し（市税務課提出分等）を添付すること。

(8) 納税状況等確認同意書 *伊万里市指定様式

伊万里市内に本店を有するもの又は市内の支店等に委任するものは提出してください。伊万里市税全てに未納がないことが申請の条件となります。

また、名簿登載後、随時調査を行います。調査の結果、滞納等がある場合は、資格の取消又は指名の停止となる場合があります。

※国・地方税の徴収猶予を受けているため、「未納のない証明書」が発行されない場合は、お問い合わせください。

5. 申請方法

(1) A4判フラットファイル（色：青色、押え板が金属製でないもの）に、別紙「提出書類一覧」の順に綴じて提出してください。

(2) ファイルの表紙及び背表紙には「令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記載してください。

(3) **提出については、原則、郵送でお願いします。**

なお、インターネットでの申請受付は行っておりません。

書類に不備があった場合には、受付できませんので、早めの提出をお願いします。

(4) 受付票が必要な方は、返信用のハガキ若しくは返信用封筒（要切手貼付）を同封してください。ただし、返信は資格審査及び登録業務の都合上2月下旬を予定しております。お電話等による受付（到着）確認のお問い合わせには応じておりません。

- (5) 近年、容易に消滅するインクでの記入が増えております。消滅しやすい方法にて記入してある書類については受理しかねますので、ご了承ください。

6. 問い合わせ先・受付場所

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町1355-1

伊万里市役所 総務部 契約監理課（1F）

TEL 0955-23-2176（直通）

FAX 0955-22-7841

7. その他

年度内における建設工事の発注見通し及び入札結果を、伊万里市のホームページ上で公表しています。（ホームページアドレス <https://www.city.imari.lg.jp/>）